

○美祿市パブリック・コメント手続要綱

平成21年8月1日

告示第105号

(目的)

第1条 この告示は、パブリック・コメント手続に関し、必要な事項を定めることにより、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政参画の促進を図り、もって公正で民主的な開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリック・コメント手続」とは、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び提案（以下「意見等」という。）の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び消防長をいう。

3 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則（規程及び告示を含む。）又は指導要綱その他の行政指導の指針の制定又は改廃
- (3) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

- (4) 市の基本的な方向性等を定める宣言等の策定又は改定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この告示に定める手続を行うことが必要であると市長が認めるもの
(適用除外)

第4条 次に掲げるものは、この告示の規定を適用しない。ただし、第1号に該当する場合は、その理由を次条第3項の規定により公表するものとし、迅速又は緊急を要することを理由としてパブリック・コメント手続を実施しない場合は、政策等の実施後に市民等に意見を聴くように努めるものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令等の改廃に伴い条例等を改正する場合
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
(政策等の案の公表等)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

4 実施機関は、第2項各号に掲げる資料に対して、市民等から資料の追加を求められた場合において必要と認めるときは、速やかに当該資料を補正し、又は追加資料を作成するものとする。

(意見等の募集期間)

第6条 意見等の募集期間（以下「募集期間」という。）については、意見等の提出に必要とされる時間等を考慮し、意見募集開始日から起算して30日以上とし、政策等の案の公表時に明示する。ただし、30日以上募集期間を設定することができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る募集期間とすることができるものとするが、政策等の案の公表時にその理由を明らかにしなければならない。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、次に掲げる方法により、市民等から意見等の提出を受け付けるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名、所在地及び連絡先）を明らかにしなければならない。

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときは、その修正内容を公表しなければならない。ただし、美祢市情報公開条例（平成20年美祢市条例第9号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除く。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 賛否のみを記した意見等
- (2) 当該施策等に内容が合致しない意見等
- (3) 前条の規定による提出方法又は条件等に反して提出された意見等

4 第5条第3項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

（意思決定過程の特例）

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

2 法令により、縦覧等の手続が義務付けられている政策等の策定については、この告示と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この告示に定める手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

（一覧表の作成等）

第10条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民等に情報提供するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、パブリック・コメント手続に関し必要な事項は、実

施機関が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第27号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第146号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第100号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。